

参加企業募集のご案内

～ SIAL2010 パリ国際食品見本市 ～

香川県の地場産業の中で重要な位置を占める食品関連産業のEU販路開拓を支援するため、フランス・パリ市で開催される世界最大規模（面積）の国際食品見本市「SIAL2010」に2008年に引き続き香川県ブースを出展します。

EUをはじめとする海外市場へ販路を拡大できるチャンスです。企業の皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

※経済産業省地域企業立地促進等事業費補助金（地域産業集積海外展開支援事業）により実施

1. SIAL2010について

- (1) 名称：SIAL2010 パリ国際食品見本市（隔年開催）
（仏語）Salon International de l'Alimentation
（英語）International Food Products Exhibition
- (2) 会期：平成22年10月17日（日）～21日（木）の5日間
- (3) 会場：ノール・ヴィルパンテ見本市会場（フランス・パリ市）

2. 香川県ブースについて

- (1) ・出展料（スペース料、展示装飾費、出展製品等輸送費、現地出張旅費等）は主催者が負担しますが、一部負担金を徴収いたします（参加企業・団体あたり20万円程度）。上記以外にも参加者による自己負担が必要なものがありますので、別紙「SIAL2010 香川県ブース出展規程」を参照ください。
 - ・出展製品等については、主催者において一括して会場まで搬送します（ただし、サンプル輸送量が一定量を超える場合は、輸送量を主催者にて制限することがあります）。
 - ・香川県ブースとして通訳を数名手配いたしますが、各社個別に通訳が必要な場合は、各参加者にて手配ください。
- (2) ブース面積：76.12㎡
 - ・企業展示スペース
 - ・クッキングデモスペース
 - ・事務局スペース
 - ・キッチンスペース

3. 募集内容

(1) 募集対象企業・業種

次の条件をすべて満たす企業・団体

- 県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業団体であること
- 食料品の製造を行っていること（酒類製造業は除く）

※当該事業は経済産業省の地域企業立地促進等事業費補助金（地域産業集積海外展開支援事業）を活用して実施するもので、参加する企業は、企業立地促進法に基づく基本計画（「香川ものづくり産業振興計画」）で指定された集積業種である必要がある。食料品製造業であれば指定業種にあたるが、

酒類製造業については対象外となっている。

(2) 募集企業数

5社・団体程度

※審査のうえ、主催者で参加者を決定します。審査の結果は、7月下旬頃に通知する予定です。

4. 応募方法等

(1) 応募書類

- ・ 申込書（その1、その2、その3）
- ・ 企業案内、出品物カタログ等
- ・ 直近期の決算書のコピー
- ・ 直近の納税証明書（県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したものの。）

(2) 応募期間

平成22年7月1日（木）～7月16日（金）

(3) 応募・問合せ先

財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部 新事業サポートセンター

担当：藤川、河端、飯野

〒761-0301 高松市林町 2217-15

TEL: 087-840-0391 FAX: 087-869-3710

（窓口受付の場合）平日 8時30分～12時00分

13時00分～17時15分

（郵送の場合） 応募最終日必着とします。

5. 留意事項

- (1) 天災等、不可抗力の事故により見本市会場が使用不可となった場合、または見本市が中止となった場合、その損害については、主催者はその責を負いません。
- (2) 出展者は、出展スペースの一部あるいは全部を転貸・売買・譲渡・交換することはできません。
- (3) 応募に要する費用は応募者にご負担いただきます。
- (4) 提出書類は、原則として返却しません。
- (5) 参加に当たっては、SIAL2010香川県ブース出展規程を遵守していただきます。

SIAL2010香川県ブース出展規程

(財)かがわ産業支援財団(以下「主催者」という)が出展するSIAL2010香川県ブース(以下「ブース」という)に香川県内企業・団体等が出展する場合はこの規程の定めによるものとします。

1 出展者

次の条件をすべて満たす企業・団体

○県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業団体であること

○食品の製造を行っていること(酒類製造業は除く)

※当該事業は経済産業省の地域企業立地促進等事業費補助金(地域産業集積海外展開支援事業)を活用して実施するもので、参加する企業は、企業立地促進法に基づく基本計画(「香川ものづくり産業振興計画」)で指定された集積業種である必要がある。食料品製造業であれば指定業種にあたるが、酒類製造業については対象外となっている。

2 出品物

通常の飲食に供する食品及び飲料に限ります。

但し、次に該当する物は禁止又は制限します。

- (1) フランスの輸入禁止品目
- (2) 日本の輸出入関係法規で規制する物
- (3) 特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物
- (4) 展示効果上の理由によらない同一商品の多数出品

3 スペース割り当てについて

企業ごとのスペースに加え、事務局・キッチンスペース・クッキングデモスペースを設けます。

4 経費について

(1) 主催者が負担するもの

- ①スペース料
 - ②全体のデザイン及び基本装飾
 - ③ブースの電気、水道などの工事費
 - ④一定量の電気料、水道料
 - ⑤香川県と各出展企業及びその出品物を紹介するパンフレット作成費
 - ⑥主催者において搬送する貨物輸送費：往路(主催者指定の日本国内集積場所から展示会場のブースまで)及び復路(展示会場から日本国内の主催者指定場所まで)
 - ※ ドライ扱いで輸送できるものに限る。
 - ※ 一定量を超える場合、主催者が輸送量を制限することがある。
 - ※ 復路については、サンプルの返送は行わない。
 - ⑦主催者において搬送する貨物輸送にかかる日本国内及び現地通関諸手続き費用
 - ⑧貨物損害保険料
 - ⑨出展者の渡航費、交通費及び宿泊費
 - ※ SIAL2010 出展にかかるものに限る。
 - ※ 原則として主催者が催行するツアーに参加すること。
- (平成22年10月15日(金)～24日(日)：8泊10日)
- ※ 参加企業・団体あたり1人まで(2人目以降は自己負担)。

(2) 参加者が負担するもの

参加者の負担となる主な経費には、次のものがあります。【(1) で明示していない経費は参加者負担となります。】

① 参加者負担金

(負担金は参加企業・団体あたり20万円程度(会場費等に充当)の予定です。)

② 渡航手続き諸経費(旅券取得経費等)

③ 出品物の梱包費用及び、各出展企業所在地から主催者指定日本国内集積場所の往復の輸送にかかる経費(保険料を含む)

④ 追加電気工事費、電気料

⑤ 出展者が独自に注文する什器・備品等のレンタル料

⑥ 出展者が独自に用意するパンフレット等の経費

⑦ 出展者が雇用する通訳、アテンダント等の人件費

(通訳は、英語に加えてフランス語にも対応できることが望ましい。)

⑧ 出展者の渡航費、交通費及び宿泊費(参加企業・団体あたり2人目以降)

5 展示装飾

(1) 展示装飾作業は、主催者の定める規程及びスケジュールを守ってください。

(2) 全体の構成、配置、割り当て、基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、主催者が行います。

(3) 出展者が自己装飾を希望する場合は別途主催者と協議するものとします。

(4) 主催者が提供するブース壁面及び備品には、ネジ、クギ等で傷を付けないでください。

6 出品物の梱包

出品物の梱包、開梱及び再梱包は、必ず出展者本人又は代理人の立会のうえ、出展者の責任で行ってください。なお、再梱包には、原則として往路の梱包材を再使用するものとします。

7 出品物の実演等

(1) 出展者は、会場内において実演ができます。ただし、会場条件及び現地安全諸法規等により規制されるもの、危険なもの、騒音の激しいもの、有害なものなどは、実演を禁止又は制限することがあります。

(2) 実演にかかる材料費等の経費は、出展者の負担になります。

8 出品物の管理並びに責任

(1) 出品物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。出品物については、出展者の責任と経費負担により、必要に応じて保険を付保してください。

(2) 出展者は、会期中はもとより、搬入・搬出時も出展物の管理に立ち会ってください。

(3) 不可抗力、不時の災害等により発生した損害については、主催者はその責めを負いかねますので、あらかじめご了承ください。

9 出展者の現場立会い等

(1) 出展者は、出品物の説明、引き合い、商談などに対応するため、ブースに待機していただきます。(最低限英語による対応必要。これに加えてフランスバイヤーが多いのでフランス語での対応ができればベスト。)

(2) 出展者は、催事終了後に出品物を適正に処理するものとします。

(3) 出展者は、派遣する方の氏名について、所定の期日までにお知らせいただきます。

10 即売の禁止

会場内で、出品物、その他の物品を小売り・販売することはできません。

1 1 催事の中止等

主催者は、天災、政情不安、外交関係その他主催者の責めに帰さない事由が発生した場合、ブースの展示の全部又は一部について、内容の変更及び中止ができるものとします。

1 2 規格外事項

- (1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、主催者はその対策を決定できるものとします。
- (2) (1) の場合、主催者は出展者に通知するものとし、出展者は主催者の決定した対策に従うものとします。

1 3 免責

本規程 1 1（催事の中止等）及び 1 2（規格外事項）の適用により発生した出展者の損害及び不利益等について、主催者はその責めを負わないものとします。